

【NEWS RELEASE】

2019年1月25日

各 位

株式会社三井住友銀行

外貨建平準払個人年金保険「100年時代応援つみたて」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年2月4日（月）より、外貨建平準払個人年金保険「100年時代応援つみたて」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の取扱を開始します。

本商品は、超高齢社会が進展する中、「人生100年時代」を楽しみながら生きることを応援するために開発された、トンチン性（1）を活かした外貨建平準払個人年金保険です。年金支払開始前の死亡保障を既払込保険料以下に抑え年金原資を充実させていることや、ドルコスト平均法の効果による為替リスクの低減が期待できる仕組みを活用している点が特徴です。なお、外貨建の平準払トンチン年金（年金支払開始前の死亡保障を既払込保険料以下に抑え年金原資を充実させた商品）の取扱は、業界初（2）となります。

- （1）トンチン性とは死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すことにより、長生きした人が、より多くの年金を受け取る仕組みをいいます。
- （2）三井住友海上プライマリー生命調べ（2018年12月末時点）、2018年12月末時点の生命保険会社各社のオフィシャルサイトにおいて、外貨建平準払個人年金商品およびトンチン年金を調査対象としています。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 外貨建平準払個人年金保険「100年時代応援つみたて」商品概要 >

項目	内容
契約通貨	米ドルまたは豪ドル
払込通貨	円
契約年齢	被保険者：満0歳～満80歳
保険料払込期間	10年～50年 契約年齢により、ご指定いただける保険料払込期間が異なります。
年金支払開始年齢	満10歳～満90歳
保険料払込方法	月払 (半年分・1年分の保険料をまとめて定期的に払い込む半年払プラン・年払プランあり。保険料前納の取扱あり。)
最低保険料円払込金額	月額1万円(1,000円単位) ただし、保険料総額(年間保険料円払込金額×払込期間)は300万円以上が必要となります。
最高保険料円払込金額	月額40万円
積立利率	市場金利水準に応じて変動(最低保証あり)
解約払戻金	積立金額と死亡保険金額のいずれか小さい額
保険関係費	<ul style="list-style-type: none"> ・払込保険料から保険関係費用(新契約の締結・保険料集金に必要な費用)を控除 ・積立利率設定時に保険関係費用(新契約の締結・維持に必要な費用等)を控除
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> ・年金総額保証付終身年金 ・保証期間付終身年金 ・確定年金
年金の一括支払い	可
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・円入金特約(平準払用)により保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約レートはTTM+50銭 ただし、年払プランを選択された場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用 ・年金支払期間中、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年年金支払日に責任準備金から控除(年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用)

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。